## 自転車シェアリングサービスに関する特許権 侵害訴訟

~請求項の主題名称が与える影響~ 中国知的財産権訴訟判例解説(第59回)

胡涛原告

Mobike(北京)情報技術有限公司 被告

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

## 1. 概 要

中国では様々な場所に設置された自転車をシェアリングするシェアリングサービスが普及している。これはスマホで自転車に付された2次元バーコードを読み取ってロックを解除し、決済もスマホを通じて行うものである。

本事件では電動車を対象とするシェアリングサービスのロック制御システムについて特許が付与されており、被告サービスが本特許の技術的範囲に属するか否かが争点となった。

上海知識産権法院は、自転車シェアリングサービスも、電動車を対象とする本特許の対象となるものの、請求項に記載されたハードウェアの接続関係が被疑侵害製品の接続形態と相違していたため、技術的範囲に属さないとの判決をなした $^1$ 。

## 2. 背景

## (1) 特許の内容

胡涛氏(原告)は、"電動車制御システム及びその操作方法"と称する特許ZL201310268509.X(以下、509号特許という)を所有している。509特許は、2013年6月29日国家知識産権局に申請され、2016年5月4日に登録された。

<sup>1</sup> 上海知識産権法院2017年9月14日判決 (2017) 沪73民初278号